

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和 8 年 2 月 20 日

広島県知事 横 田 美 香

1 業務内容

(1) 業務名

令和 8 年度広島県放課後児童支援員等研修事業業務

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

広島県内一円

(5) 事業予算額

10,180,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

(3) 法人格を有する団体であつて、受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。

(4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

(7) 過去 5 年間に於いて、本業務と同種又は類似の業務実績を有する者であること。

(8) 広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

① 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県健康福祉局安心保育推進課（広島県庁本館 5 階）

電話（082）513 - 3174（ダイヤルイン）

② 交付期間

令和 8 年 2 月 20 日（金）から令和 8 年 3 月 4 日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、

随時交付する。

③ 入手方法

上記①の場所で直接受け取る、郵送による請求又は広島県ホームページからのダウンロードにより入手すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記②の期間内に必着するよう請求することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

- ① 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

② 提出先

上記（１）①の場所

③ 提出期限

令和８年３月４日（水） 午後５時

④ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成１４年法律第９９号〕第２条第６項に規定する一般信書便事業者又は同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）による。ただし、郵送等による場合は、上記③の期限までに必着することとする。

⑤ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和８年３月５日（木）までに通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

① 提出先

上記（１）①の場所

② 提出期限

令和８年３月１７日（火） 午後５時

③ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記②の期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書、提案書に係るプレゼンテーションの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、令和８年度広島県放課後児童支援員等研修事業業務公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「令和８年度広島県放課後児童支援員等研修事業業務提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に評価を行う。

(3) 審査結果の通知

令和８年３月２５日（水）までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で、契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約保証金

① 県と締結した委託・役務業務契約を平成 19 年 10 月 1 日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった業種は、「61M 研修等」の資格に限る。）

契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は件を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

② 上記①以外の者

免除

(4) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他

公募型プロポーザル説明書による。

(7) 公募型プロポーザルの延期及び中止

本件業務に係る歳入歳出予算が見積書の提出期限までに議決されなかった場合又は減額若しくは削除があつた場合は、当該公募型プロポーザルを延期又は中止とする。

6 問合せ先

〒730 - 8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県健康福祉局安心保育推進課（広島県庁本館 5 階）

電話（082）513 - 3174（ダイヤルイン）

メールアドレス fuhoiku@pref.hiroshima.lg.jp